第六十五条の十第四項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十五条の十一第四項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十五条の十二第一項中「第五項」を「第五項第二号」に改め、同条第三項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第四項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は被現物出資法人又は被事後設立法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）」及び「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十一項中「のうち同項に規定する完全支配関係を有するもの」を削る。

第六十五条の十三第四項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十五条の十四第一項中「第五項」を「第五項第二号」に、「同号の土地建物等」を「同条第一項第二号の土地建物等」に改め、同条第三項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第四項中「、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）」及び「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）」及び「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十一項中「のうち同項に規定する完全支配関係を有するもの」を削る。

第六十五条の十五を削る。

第六十六条第四項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十六条の二第七項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十項中「被事後設立法人」を「又は現物分配法人」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改め、同条第十四項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第六十六条の四第一項中「第六項」を「第五項」に改め、「及び解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得及び同法第百三条第一項第二号の規定により解散による清算所得とみなされる金額を含む。第七項において同じ。）」を削り、同条第三項中「（同法第百二条第一項第一号に規定する所得の金額を含む。）」を削り、同条第四項中「（法人税法第百二条第一項第一号に規定する所得の金額を含む。）」を削り、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「帳簿書類」を「書類として財務省令で定めるもの」に改め、「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、「次項、第九項及び第十二項第二号において同じ。」を削り、「若しくは欠損金額又は解散による清算所得の金額」を「又は欠損金額」に、「第二条第四十三号」を「第二条第三十九号」に、「第十六項」を「第十五項」に、「同条第四十四号」を「同条第四十号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「保存する帳簿書類」の下に「（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項、次項及び第十一項第二号において同じ。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に、「帳簿書類又は」を「財務省令で定めるもの又は」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「十万円」を「三十万円」に改め、同項第一号中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項中「第六十六条の四第十六項」を「第六十六条の四第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十九項とする。

第六十六条の四の二第一項中「条約相手国」を「条約相手国等」に、「前条第十六項第一号」を「前条第十五項第一号」に改める。

第六十六条の五第一項中「（法人税法第百二条第一項第一号に規定する所得の金額を含む。）」を削り、同条第四項第九号中「（法人税法第百二条第一項の規定による申告書を提出すべき法人の清算中の各事業年度の所得を含む。）若しくは」を「又は」に改め、「又は清算所得」を削り、「あつては所得税法」を「あつては同法」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項中「第一項から第四項まで及び第六項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とする。

第六十六条の六の前の見出し中「課税対象金額」を「課税対象金額等」に改め、同条第一項中「もの（以下この款」を「もの（以下この条及び次条」に、「出資をいう。以下この項及び次項」を「出資をいう。以下第四項まで」に、「及び次項において同じ。）」を「、次項及び第四項において同じ。）」に、「権利をいう。以下この項及び次項」を「権利をいう。以下この項、次項及び第四項」に改め、同項各号中「百分の五」を「百分の十」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「及び前項」を削り、「、第一項各号」を「、同項各号」に、「前項に規定する特定外国子会社等（株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付け（次項